

**第九條** 新法第三十條第二項の規定は、施行日前にされた法律行為については、適用しない。  
 (条件に関する経過措置)  
 (時効に関する経過措置)

**第十條** 施行日前に債権が生じた場合(施行日以後に債権が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。)におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第四百五十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第十一條** 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

**第十二條** 施行日前に生じた旧法第三百六十五條に規定する指図債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

**第十三條** 施行日前に設定契約が締結された根抵当権の被担保債権の範囲については、新法第三百九十八條の二第三項及び第三百九十八條の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第十四條** 施行日前に生じた旧法第三百九十八條の七第三項の規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

**第十五條** 施行日前に締結された更改の契約に係る根抵当権の移転については、新法第三百九十八條の七第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第十六條** 施行日前に債権が生じた場合におけるその債務者の注意義務については、新法第四百條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第十七條** 施行日前に債務が生じた場合(施行日以後に債務が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。附則第二十五條第一項において同じ。)におけるその債務不履行の責任等については、新法第四百十二條の二から第四百十三條の二まで、第四百十五條、第四百十六條第二項、第四百十八條及び第四百二十二條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第十八條** 施行日前に旧法第四百二十三條第一項に規定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

**第十九條** 施行日前に旧法第四百二十四條第一項に規定する債務者が債権者を害することを知つてした法律行為がされた場合におけるその行為に係る詐害行為取消権については、なお従前の例による。

**第二十條** 施行日前に生じた旧法第四百二十八條に規定する不可分債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

**第二十一條** 施行日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

**第二十二條** 保証人にならうとする者は、施行日前においても、新法第四百六十五條の六第一項(新法第四百六十五條の八第一項において準用する場合を含む。)の公正証書の作成を嘱託することができる。

**第二十三條** 公証人は、前項の規定による公正証書の作成の嘱託があつた場合には、施行日前においても、新法第四百六十五條の六第二項及び第四百六十五條の七(これらの規定を新法第四百六十五條の八第一項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その作成をすることができ。

**第二十四條** 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、新法第四百六十六條から第四百六十九條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第二十五條** 施行日前に生じた旧法第四百七十一條に規定する記名式所持人払債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

**第二十六條** 施行日前に生じた旧法第四百七十二條の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

**第二十七條** 施行日前に生じた旧法第四百七十三條の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する経過措置(記名式所持人払債権に関する経過措置)

**第二十八條** 施行日前に生じた旧法第四百七十四條の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する経過措置(記名式所持人払債権に関する経過措置)

**第二十九條** 施行日前に生じた旧法第四百七十五條の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する経過措置(記名式所持人払債権に関する経過措置)

**第三十條** 施行日前に生じた旧法第四百七十六條の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する経過措置(記名式所持人払債権に関する経過措置)

**第三十一條** 施行日前に生じた旧法第四百七十七條の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する経過措置(記名式所持人払債権に関する経過措置)